

# 第5部

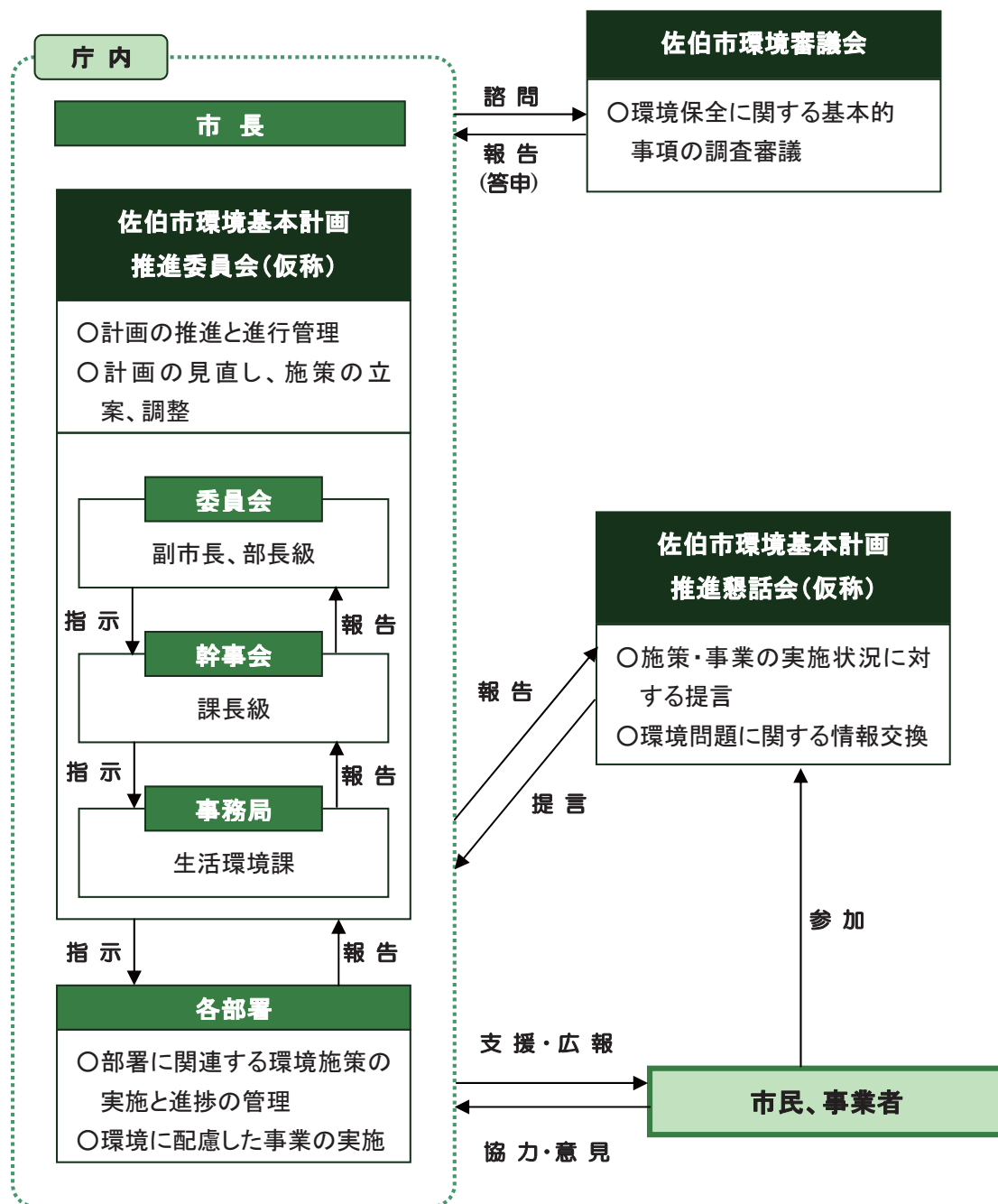
計画の総合的推進



1 計画の推進体制と役割

(1) 計画の推進体制

佐伯市環境基本計画の推進は、市民、事業者、「佐伯市環境審議会」、「佐伯市環境基本計画推進懇話会（仮称）」及び庁内組織（「佐伯市環境基本計画推進委員会（仮称）」）等が連携して、下図のような体制で、着実な展開を図ります。



## (2) 各主体の役割

### 1) 佐伯市環境審議会

佐伯市環境審議会は、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員及びその他市長が適当と認める者から構成されます。佐伯市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調査審議し、市長に対して報告(答申)します。

### 2) 佐伯市環境基本計画推進懇話会（仮称）

環境に関わる施策の実施状況等の報告に対して、提言を行います。また、市民、事業者、市民団体の環境問題についての情報交換の場としても役割を果たします。

### 3) 佐伯市環境基本計画推進委員会（仮称）

各部署で実施される施策について、委員会において施策の進行状況を管理するとともに、進行状況に応じて施策の見直し等について調整・検討します。

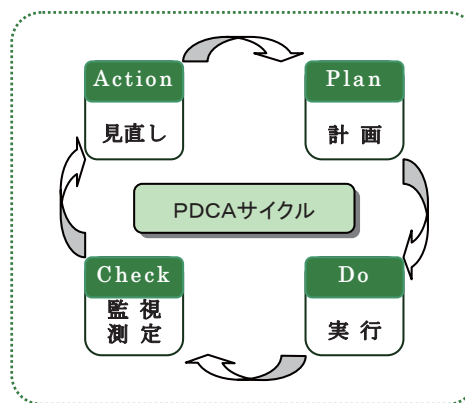
### 4) 市民・事業者

市民・事業者はそれぞれの立場で、身近にできる取り組みをはじめとして、市の各部署が実施する各種施策に協力し、意見を述べます。

## 2 進行管理のしくみ

### 環境マネジメントシステム\*による管理

環境基本計画の総合的なマネジメントのためには、計画の内容を継続的に進行管理することが必要です。進行管理としては、本市ではすでに環境マネジメントシステムでPDCA\*サイクルを導入しています。これは、計画、実行、監視・測定、見直し、そしてまた計画へ移っていく経営的サイクルです。そこで本計画の進行管理についても基本的には次のようなPDCAサイクルで進行管理を行います。



#### 計画（Plan）

環境基本計画を着実に実行するため、平成20年度に環境基本計画の各種施策に対応した事業等のとりまとめを行い、環境基本計画の実行計画を策定します。

#### 実行（Do）

各部署において、市民・事業者の協力を得ながら施策・事業を実施し、生活環境課においては情報の提供等により、推進を支援します。

#### 監視・測定（Check）

各部署において実施した施策・事業の進捗を管理するとともに、佐伯市環境基本計画推進委員会において進行状況を取りまとめ、その結果を佐伯市環境基本計画推進懇話会に報告するとともに、提言をうけます。

#### 見直し（Action）

計画の見直しは平成30年度に「佐伯市環境基本計画推進委員会」を中心として検討しますが、計画の見直しにあたっては、市民や事業者の意見を聴くとともに、佐伯市環境審議会に対し諮問し、報告を受けて見直しを行います。

